

福山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に係る措置について、同条第14項の規定により福山市長から通知があったので、同項の規定により公表します。

2022年（令和4年）2月25日

福山市監査委員 林 浩 二  
福山市監査委員 山 下 清  
福山市監査委員 今 岡 芳 徳  
福山市監査委員 岡 崎 正 淳

## 2020年度（令和2年度）監査における指摘事項の措置通知

市長公室

指 摘 事 項	措 置 内 容
<p>東京事務所</p> <p>前渡資金経理事務について</p> <p>当該事務は、東京事務所において直接支払を必要とする経費に係るものであり、資金を前渡することができる経費は、福山市会計規則によって指定されており、資金前渡職員が資金を管理し、現金支払及び口座振替による支払を行っている。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>前渡金の支出負担行為に当たっては、財政合議をしていないものなどがあつたため、福山市予算規則等に基づき、適正に行われたい。</p>	<p>[指摘事項]</p> <p>前渡金の支出負担行為に当たっては、福山市予算規則等に基づく適正な事務処理を行うため、起案に添付する支出負担行為額（支出命令額）一覧表に合議チェック欄を設けチェック体制を強化した。</p>